

## 夏の「や市」出店に係る注意事項

- 1 出店者説明会の欠席は、認めません。もし、欠席される場合は、出店を見合わせていただくこととなりますので、ご承知おきください。
- 2 出店テントの大きさは、2.7m×3.6mです。各事業所でご準備願います。
- 3 発電機、イス、机等は、出店者各自でご準備ください。
- 4 出店者の名義貸し（名義上の出店者と実際の出店者が異なる）は、固く禁止します。
- 5 ホットプレート等の火気器具を使用する場合は、器具の台としてスレート板（石膏ボード等）を必ず使用するようお願いします。
- 6 消防署の指導により火気器具を使用する場合は、各店テント内に消火器を常備することが義務付けられましたので、必ず準備をお願いします。
- 7 風対策として、必ずテントに土嚢または、ポリタンク（水を入れた）等を各自ご準備ください。
- 8 本会では、出品商品の価格の調整、販売品目の重複に関しての調整は一切行いません。
- 9 出品する商品は、申込後は追加できませんので、可能性のある商品は全て申込時に申し出てください。
- 10 イベント主催者及び本会の指示に従わなかった場合、次回以降のイベントへの出店を見合わせていただくことがあります。

## 名義貸し判定表

### 1 名義貸しになる場合

- (1) 当日、協力店または業者に一切を依頼し、出店登録関係者（代表者、家族、従業員）が開催期間中ほとんど出席せず、臨時従業員等のみで営業している場合。
- (2) 自社の通常業務以外のものを販売する場合、その道のプロまたはそれに準ずる人に依頼したときは、出店登録関係者の出席に関係なく名義貸しと判断する。

### 2 名義貸しにならない場合

- (1) 当日の開催時間を通して、出店登録関係者が必ず出席し、業務を行う場合。
- (2) 出店登録関係者の家族または常時雇用されている従業員に一切を依頼する場合。
- (3) 仕入先の協力を得て出店する場合でも、原則として出店関係者が必ず出席し、業務の運営を行う場合。

※ただし、売上、仕入等の金銭の受払及び所得申告が出店登録者に帰属することを条件とする。

### 3 規則に違反した場合の罰則

- (1) 事前に名義貸しが判明した場合は、出店を拒否できる。
- (2) 名義貸しが判明した場合、名義貸しをした業者は、その後2年間は町内全てのイベントに出店できない。